

■授業概要

春学期の講義は、「資本主義市場経済はなぜ国家を必要とするのか」という問いを、
原理的に、歴史的に、制度的に説明し、EU 統合と近代国家の変容を明らかにしながら、グローバル化とポスト工業化のもとにある21世紀の国家像について 詳しく講義します。

■授業計画

序説 21世紀の新しい資本主義と5つの危機

第1部 資本主義と国家の変容

- ・資本主義はなぜ国家を必要とするのか
- ・資本主義市場経済と国家——経済学における国家の位置づけ
- ・資本主義・国家・家族——社会的レギュレーションの展開
- ・福祉国家論の展開とレギュレーション理論

第2部 グローバル化・ポスト工業化と21世紀の国家像

- ・グローバル化と国民国家のゆくえ——21世紀国家論の課題
- ・新自由主義と国家介入の再定義——新自由主義的競争国家の出現
- ・新しいリスクと社会的投資国家
- ・生物多様性の危機と環境国家——国家主権から人類主権へ
- ・春学期の講義の総括

2014（春学期）政治経済学（講義レジュメ）Wakamori Fumitaka

第1章 資本主義市場経済と国家——経済学における国家論の位置

1 経済学と国家論の課題

国家（政府による統治）と自由であるべき市場経済との境界線をどのように引くか

- ・国家論の2つの系譜
 - ① 統治機構としての国家：支配者の実効的な影響力や優越性
ラテン語のスタトゥス status
強制力の構成要素の集中化：裁判、徴税、警察、軍隊
14-16世紀の危機への解決策として登場
ギリシャのポランニー-呂氏の理念、自由な市民の政治的共同体という理念を否定
 - ② 古典的共和主義への関心：公共の事柄への民衆の参加
キヴィタス civitas としての国家の系譜

- ・経済学と国家の位置づけ

統治の次元と政治の次元（公共の事柄）のうち、統治機構としての国家を対象とする
国家の2つの系譜の統一的理解の問題は対象外とする

- ・統治の強制力の限定

統治の原則：財産の安定、契約の履行、同意による財産の譲渡の3つに限定

ヒューム『人生論』（1740）

- ・経済危機や社会問題の発生：政府の管掌事項と非管掌事項の境界のテーマの出現

景気対策、通貨の安定、失業問題への政府の介入

ケインズの主張：国家の管掌事項の拡大は「便宜」の問題として拡大

国家の介入は「便宜の科学」と呼んだ

2 自由と統治」をめぐる議論、「労働の権利と国家介入」をめぐる理論

- ・19世紀前半のイギリス、ベンサムは『道徳と立法の諸原理序説』（1789）において、功利（＝公益）主義にもとづき、利己的人間の経済的自由と社会全体の最大幸福（構成員の利益の総計）とを調和させるような、「立法の科学」と「統治の技術」を構築しようと試みた。富者から貧者への所得移転によって平等が高まれば社会全体の幸福が増大する、という「再分配」肯定の論理も含まれている。しかし、財産の安全保証が勤労意欲を誘導して豊富と生存を作り出すという論理にもとづき、平等はすべての前提である安全を脅かしてはならない、とされている。

- ・フランスでも18世紀の中頃、チュルゴーが、扶助の対象となる「真の」貧民と労働可能な貧民とを峻別し、後者を市場原理（等価交換）にもとづいて「労働する人間」として社会に統合する議論を展開し、フランス革命の「人間と市民の権利宣言」（1789）を受けて、貧民を市民として統合するために貧民への扶助を「生存の権利」として認める布告（1790）を「物乞い根絶委員会」が出して以来、労働可能な貧民への扶助は、生存の権利を要求する貧民と労働の義務を要求する「社会」との相互的な権利義務関係として理解されるようになる。つまり、貧困が、経済問題に加えて社会問題としての性格をもつようになったのである。しかし、「物乞い根絶委員会」は「労働の権利」を認めることができない。なぜなら、国家がこの権利を認めるなら自由な経済活動への国家介入を義務づけることになり、市場経済の原則（財産の安全）を侵犯することになるからである。それゆえ、労働の義務だけあって労働の権利をもたない貧民と国家との相互的な関係には、権利の内実が欠如している。「労働の権利」を国家に請求することが、フランスの社会主義運動の目標になった。そして、1848年の2月革命は「労働の権利」を労働の自由と生存の権利の条件として承認するが、それとともに、労働の権利を所有権の絶対性と経済活動の自由にたいする侵犯として批判する自由主義者（ティエールなど）と、勤労原理に基づくアソシアシオンによって個人の開花と産業社会の発展との両立を追求する社会主義者（サンシモン主義）との対立が展開されることになる。このようなフランスの議論から次のことが注目される。

- ①19世紀のフランスの貧困問題は、経済問題である以上に社会問題である。
- ②市場原理による労働者の統合とならんで、労働者と国家との契約関係による社会統合の原理が存在する。
 - ③ 「労働の権利」の承認は、労働（勤労）が社会的きずなの中心的要素になったことを意味する。
 - ④ この勤労原理にもとづいて、経済および社会にとっての統治（「人間の統治から事物の管理へ」）と統治形態（国民国家への労働者の統合と統治機構の集権化・肥大化）が展開されることになる、等々。

3 マルクスにおける「経済と国家」

マルクスの「経済学批判プラン」における国家の位置づけ

「①一般的抽象的諸規定

②市民社会の内的編成をなし、また基本的諸階級がそのうえに存立している諸範疇。

資本、賃労働、土地所有。それらの相互関連。都市と農村。3大社会階級。

③国家の形態における市民社会の総括。自己自身にたいする関連での考察。「不生産的」諸階級。租税。国債。公信用。人口。移民。植民地。移民。

④生産の国際的關係。国際分業。国際的交換。輸出入。為替相場。

⑤ 世界市場と恐慌」（マルクス 1981:62）

・この経済学批判プランで指摘されている「国家の形態における市民社会の総括」とは、いったい何を意味しているのだろうか？ 端的に言えば、それは第1に、資本主義市場経済にとっての統治（政府）の役割のことである。例えば貧困や過剰人口といった諸矛盾を救済政策や移民政策で緩和する国家が資本主義の再生産にとって不可欠なことを示すことによって、国家から自立した自由な市場経済という見方を批判しようとする。また、第2にマルクスは、「市民社会による国家の組み敷き」という表現にみられるように、経済的領域の諸矛盾の暴力的解決である恐慌が世界市場的連関を通じて各国に津波的に波及することに国家が無力であることを示して、市民社会にたいする国家の自立化が外観にすぎないこと（周期的恐慌は社会変革に通じていること）を明らかにしようとする。

4 組織化時代の経済・国家・自由

・19世紀末の大不況を経て20世紀になると、「自由と統治」や「労働の権利と国家介入」の問題は、国内的には企業の支配力の拡大（カルテル、トラスト）と労働者の社会的発言力の増大（労働組合の交渉権、政治的市民権＝普通選挙権）、国際的にはイギリスの覇権衰退と諸国民国家の対立激化という文脈で、しかも「自由な諸個人」がすでに国民や階級、集団や組織に統合されていることを自明の前提にして、議論されるようになる。

・国民的競争力の強化（国民的効率の重視、通商政策、植民地政策）と社会問題の解決（年金、健康、失業などの社会保険）とをいかに両立させるか、ということが国民国家の課題になった

のである。国民国家は、国民的競争国家であり、福祉国家であり、また戦争国家でもある。そして、国民である限りで保証される社会的市民権（生存権）の制度化は、労働者階級の「社会的国民国家」（バリバール）への統合と国民的経済効率の上昇とを接合するねらいをもっていった。

・2つの世界大戦と両大戦間における構造転換（新しい諸制度の形成）を通じて、第二次世界大戦後、アメリカの覇権安定のもとでフォーディズム（大量生産—大量消費—大量廃棄の発展様式）がヨーロッパや日本に波及して「資本主義の黄金時代」（1945-74）が実現した。しかし、ここで注意すべきは、フォーディズムを出現させた「制度化された妥協」（労使妥協、社会福祉の基準）が、国民的枠組みにおける労組や経営者団体、政府や行政官僚といった諸集団の代表者間の交渉（ネオコーポラティズム）によって決められたことである。フォーディズム時代の国家は「フォード／ケインズ／ベヴァリッジ的国家」と呼ばれている。

5 おわりに

国民的枠組みのなかで「効率と公平」を調整したフォーディズムが解体し、金融と情報技術の主導によって経済のグローバル化が進行する 20 世紀末以来、市場経済にとっての統治の役割がさまざまな形で改めて問われ、国民的効率と労働市場や福祉のあり方との関連が 19 世紀末と同じように見直されるようになった。世界市場での競争力は諸国民のイノベーション・システムや学習能力に依存するので、労働市場の制度や福祉政策は、そういった国民的競争力を高める方向で制度変化せざるをえないが、イギリスの政治学者であるジェソップは、このような制度変化を推進する国家を、「シュンペーター的勤労福祉国家」と呼んでいる。さらに、長期の大量失業や「社会的排除」の問題を抱えるヨーロッパについてみると、国民国家は、失業者や若者を「労働する人間」として、また移民や「不法滞在者」を社会的市民権によって国民として社会に統合することに、困難を呈している。そして、「国家の後退」や「最小国家」が叫ばれるにもかかわらず、内外の統治と監視は逆に強化されてきている。しかし、20 世紀初頭からフォーディズムまでの時代と今日の大きな違いは、国家や国民、企業や労組といった既成の集合的アイデンティティに埋没しない市民や市民団体やアソシアシオンが生まれ、企業や国家とは別の基準から「市場経済と国家」のあり方を、環境問題やジェンダー問題をも視野に入れて探求していることである。

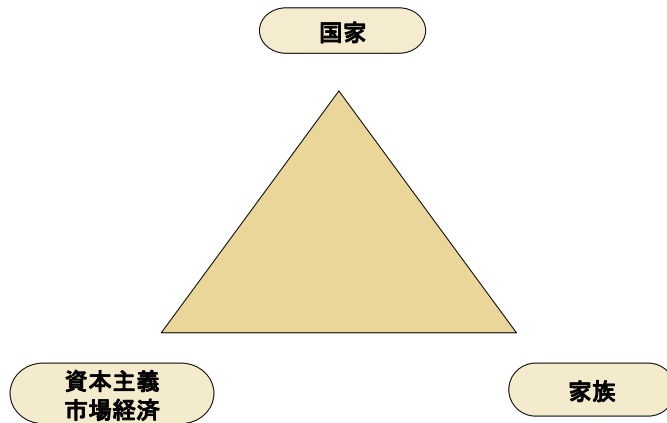
第2章 資本主義・国家・家族——社会的レギュレーションの展開

0 社会経済システムの混成原理（必要な不純物の法則）

- ・資本主義は社会経済システムの構成のために異質な要素（不純物）を必要とする
資本主義、国家、家族のトライアングル
資本主義＝賃労働による利潤目的のための商品生産（労働市場をともなう市場経済）
国家＝租税、警察、裁判、防衛の諸機構の総体＋政治による社会的合意の創出（正当性）

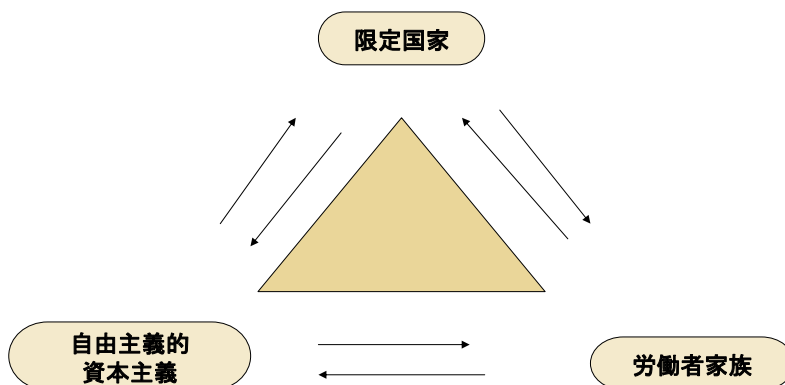
- 家族＝家事労働と子育てと介護（再生産労働＝女性の役割）
- ・システムの機動力としての資本主義、不可欠なサブシステムとしての国家、家族

社会経済システムの混成原理



2 19世紀的社会経済システムと資本主義・国家・家族

19世紀の社会経済システム：イギリス的發展様式



1) 自由主義的資本主義

- ① 原子的競争——価格競争
- ② 強い貨幣的制約——事後的調整
- ③ 競争的賃労働関係

ア) 競争賃金

→ 景気状態による賃金決定

イ) 個別的・短期的雇用契約

→ 雇用主の強い解雇権

2) 限定国家

- ① 法律によって市場秩序を確立
→ 所有権と契約履行の保証

- ② インフラ（社会的共通資本）の整備

- ③ 貧困対策

→ 貧民の「自立と自助」の促進

1834年 新救貧法

* 貧困の責任を《個人》に求め、貧民に《自助》を強制する法律

ア) 窮乏と貧困を区別し、労働能力のない前者のみを救済の対象とする

イ) 国営の労役場の内部での救済

個人的自由（⇔労役場に拘束）と政治的自由（選挙権）の喪失

自由主義（自由な労働市場）の確立

3) 19世紀の労働者家族：勤勉、清潔、節約

- ① 賃労働者は「生産者」として資本主義に統合されたが、《消費者》としては統合されていない。

→ 賃金は非資本主義的商品に支出される

- ② 狭くて不潔な住居空間

家庭生活の希薄、独自の労働者文化（賭博、居酒屋）

↑ ↑ ↑

- ③ 国家による家族政策

- ・ 《規則正しい》生活習慣の確立
- ・ 貧困の原因＝怠惰、不潔、飲酒の《監視》

補) 近代家族の特徴（落合恵美子『21世紀家族』有斐閣）

- ① 公共領域と私的領域との分離
- ② 性的分業（男＝公的領域／女＝私的領域）
- ③ 強い情緒的關係
- ④ 子供中心主義（アリエス『子供の発見』）
- ⑤ 社交の衰退とプライバシーの確立

*19世紀において、家族の典型は《中産階級》であった。

*《労働者》家族が《近代》家族の形態をとるようになるのは、《20世紀後半》の《フォーディズム》を通じてである。

c.f. 家族政策の重点の移動

勤勉、衛生、節約 → 子育て、子供の教育

c.f. 21世紀家族

家族の個人化、ジェンダー革命

→ 社会の単位としての個人

3 大転換：制度変化と20世紀型社会経済システムへの過渡期

1) 資本主義市場経済における変化

①労働市場の変化

制度変化：団結禁止法の撤廃、労働組合法の制定、職業紹介所法(1909)

先端産業での賃金決定の変化

競争賃金(低賃金、生存賃金)——>生産性インデックス賃金(高賃金、交渉賃金)

*フォード社（1903創設）による1914年の「1日5ドル制」の実施

ヘンリー・フォードは1908年に流れ作業方式によってT型車の大量生産を実現するとともに、1914年には「1日5ドル制」を実施した。これは革新的な企業経営であって、労働者を「消費者として資本主義に統合」という、第2次大戦後のフォーディズムの展開を先取りするものであった。

②製品市場の変化：カルテル、トラスト、合併・吸収

製造業における巨大固定資本の形成

③金融市場の変化：1930年代初頭における金本位制からの離脱

2) 家族における変化：性別役割分業が労働者家族にまで広がり始める

・共働き—>男性一人稼ぎ手（家族賃金）

・女性の新しい役割期待：新しい知識が求められる

消費の専門家：新しい消費財（電気洗濯機など）を過程に導入する担い手

家事の専門家：清潔基準の上昇

育児の専門家：子育て基準の上昇

*1910~1980年代までの70年間のあいだ、女性の家事労働時間は50時間でほとん

ど変化しなかった。家事労働の機械化の進展を考えると、家事労働時間の不変という
事実は不思議である。これは女性に期待される基準の上昇によって説明できる

- ・アメリカの物質的フェミニズム運動の興隆と挫折（1870~1920）
- パース、ギルマン、スワロウなどのよる「家事労働の社会化」の試み
「台所のない住宅」と集団保育、洗濯・清掃・料理の市場化と集団化
1920年代末の労働者向け住宅販売の成功の影響による挫折

3) 国家の役割の変化：限定国家から挿入国家への長い道

- ・政治的市民権（参政権）の拡大→労働者、農民の発言力の高まり
スウェーデン（1918）、イギリス（1928）
- ・イギリスの国民保険法（1911）：労働者に「国民」として最低限の生活水準を保障
その狙いは、新興するドイツやアメリカに負けない国民的競争力を維持すること

(1) 福祉国家を支える理念「社会的なもの」の成立

近代市民社会の展開：個々人の力では解決できない問題（大衆的貧困）の重要性が認識
された。また、ますます多くの生活領域が社会化されてくる→「社会的なもの」（ブリー
フス）に価値を与える新しいエートス（社会規範）が成立する

国家から自立した、自由な市場にもとづく市民社会ではなく、労働問題、都市問題、貧
困問題に関わる問題領域、国家・市場と区別される秩序基盤としての「社会」
社会調査（健康、住居、犯罪、労働者の生活条件、売春）——>下層労働者の貧困の再
発見

救済可能な貧民（労働能力と一定の道徳的資質をもった個人の市場からの一時的な脱
落・失業と困窮が主たる問題、「救済に値する個人」への支援策＝1911のイギリス国
民年金

労働者問題——市場メカニズムの限界——社会保険の成立、伝統的救貧行政からの転換
ドイツ

自由と自己責任の原則の一部訂正、国家指導による社会に根付いた集団的な連帯性

1881 労働者災害保険法提出、しかし否決

1883 疾病保険法（翌年実施）：雇用主フラン三分の一、労働者負担三分の二

1884 災害保険法（翌年実施）：雇用主の全額負担

1889 老齢保険法（1891から実施）：70歳に到達した労働者への老齢年金

1911 全国保険法：ビスマルク時代の3つの社会保険法の改正、失業や出産、遺族、家
族の疾病をカバー

1927 失業保険法

イギリス：ドイツからヒントを得て実施

1908 無拠出老齢年金

1911年国民保険法（翌年実施）

疾病保険、失業保険：16-70歳の労働者の強制加入

1920 失業保険法

1925 老齢年金

ヨーロッパ大陸に普及

1901 オランダ、スウェーデンで災害保険

1910 フランスで年金保険

1913 : スウェーデン、オランダで年金保険

1930年代における社会保障の国際的普及

フランス：包括的保険法——疾病、老齢、廃疾、死亡などの社会的リスクに対する給付

1932 家族手当法

北欧における進展：デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、アイスランド

広範な社会福祉活動：住宅政策、失業対策を含むもの、救貧対策を超える展開

日本：国家から自立した市民社会も、社会的なものの理念も希薄

1874：自活能力をもたない者にたいする扶助、じつ救規則

1930年代の後半：戦時動員体制における人的資源と生産力論

大河内一男：社会政策と労働問題：国民経済の発展に不可欠な労働力の保全手段

工場法、労働災害法、社会保険を正当化

1941：最初の国民皆保険（医療）

1944 厚生年金保険の導入

ベヴァリッジの社会保障計画

1942 ベヴァリッジ報告

5つの巨悪：無知、不潔、無為、疾病、老齢からの解放

なによりもすべての国民を貧困から解放ことを目指す

国民に最低生活を保障する、抛却原則にもとづく社会保険

自己責任原則を侵さないかぎり最低限の生活のみを公的に保障

それ以上のものは各人の自助にまかせる

自由（自己責任）と社会的公正の両原則を調和させる企画

女性＝母の原則から、育児保育を社会保障の対象としていない

「女性は妻であり母であるべきである」というし性別役割分業思想にもとづいて、

育児は女性の役割と考え、育児への公的支援を福祉国家の対象から除外した

1946 労働党政権下で国民保険法成立： イギリス社会保険法の体系的成立

(2) 経済政策の変化と構造転換局面 (1914-1945)：通貨安定→雇用保障

2つの世界大戦：近代国家間の総力戦、死者＝2500万人（第一次世界大戦）、5200万人（第二次世界大戦）

①19世紀型の自由主義経済秩序の再建

第一次大戦による国際経済秩序の破壊と均衡財政、金本位制の原則の放棄

第一次大戦後の経済振興策：均衡財政の回復と金本位制への復帰による通貨安定

大量失業の問題を無視して、19世紀型の自由主義経済秩序の再建する試み

国際経済秩序のルールを守る覇権国の不在：再建された金本位制(1925-1928)の挫折

②世界恐慌下(1929-1932)における財政金融政策と社会政策

世界恐慌のインパクト：GDPと輸入総量の減少、金本位制停止、通貨切り下げ競争、経済ブロックの形成→経済不均衡の国外への転嫁→第二次世界大戦への導火線

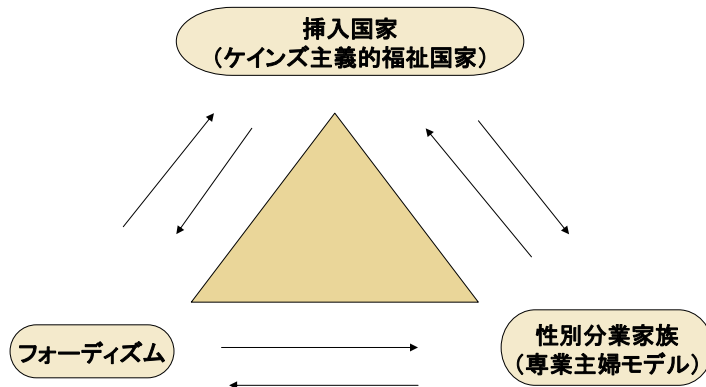
金本位制離脱→新しい経済政策・社会政策の出現：通貨安定よりも失業問題優先

財政政策・金融政策による政府の景気回復策、雇用政策（アメリカの失業率 24.9%）

1945年：イギリス総選挙では戦争に勝利した保守党ではなく、福祉政策の労働党の勝利

4 20世紀の社会経済システム

20世紀の社会経済システム



2

1) 20世紀の社会経済システムの構成

■ フォーディズム、挿入国家（ケインズ的福祉国家）、性別分業家族からなるトライアングル

■ 勤労者社会の成立

=労働者は生産者としてのみならず、消費者としても資本主義に統合される。

*雇用は賃労働者にとって、

- ・ 賃金(収入)を獲得するための手段であるだけでなく、
- ・ 医療や年金といった社会保障制度へのアクセスが保証されることであり、
- ・ 職場や労組といった集団に帰属することであり、
- ・ 職務を通じて社会的に認められることであり、
- ・ 自己実現の機会を得ることである。

⇒ 雇用（労働）は、勤労者社会における《社会統合》の中心的要素になっている。

2) フォーディズム（大量生産と大量消費が連結した経済システム）

① 「資本主義の黄金時代」（1945－1974）

- ・ 賃金決定の変化
- ・ 労働生産性の変化
- ・ 経済成長率の変化
- ・ 失業率の変化

② 内包的蓄積体制の回路（好循環）

生産性——賃金

賃金——消費

消費——投資——生産性

総需要——生産性

③ フォーディズムの4大柱

- ・ 生産性
- ・ 生産性インデックス賃金
- ・ 連結交渉
- ・ 福祉国家

④ フォーディズムの調整様式（管理された調整様式）の制度の諸形態

■ フォード的賃労働関係

テーラー主義、生産性インデックス賃金、長期雇用

■ 弱い貨幣制約

■ 非価格競争、数量調整

■ 挿入国家：ケインズの福祉国家

■ パックス・アメリカーナ

アメリカによる自由貿易の促進とフォーディズムの波及

■ 核家族（専業主婦モデル）

⑤ フォーディズムの多様性

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、日本

3) 国家における変化

- 国民に政治的市民権や社会的市民権を保障する国家

⇒ 自己責任原則の後退

- 管理通貨制度、中央銀行制度（最後の貸手）

- ケインズ主義的福祉国家

雇用政策・景気対策と連結した社会保障制度

⇒ 医療、年金、失業、教育、住宅

- 家族政策の対象としての専業主婦モデル

- 間接賃金（年金、失業手当、家族手当など）の割合の増加

賃金総額に占める間接賃金の割合：1980年 フランス（32.0%）、アメリカ（18.4%）

c.f. 日本の福祉国家はいつ始まったのか？

→ 福祉国家元年と呼ばれたのは、1973（昭和48）年である。

4) 家族における変化

- 《近代家族形態》と《専業主婦モデル》の労働者家族への波及

- 消費・家事・育児の専門家としての女性の役割

→ 家事労働時間の増大

→ 老人の介護と子育ては家庭における女性の仕事である。

- 社会的消費ノルム（規準）の形成

資本主義による消費様式の創出

→ アメリカ的生活様式：住宅、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、自動車

→ 消費革命、「三種の神器」、新三種の神器、再生産平等主義

- 大家族から核家族へ

*20世紀社会の単位は、個人ではなく、近代的「家族」である

**再録：近代家族の特徴

- ① 公共領域と私的領域との分離
- ② 性的分業（男＝公的領域／女＝私的領域）
- ③ 強い情緒的関係
- ④ 子供中心主義（アリエス『子供の発見』）
- ⑤ 社交の衰退とプライバシーの確立

*19世紀において、家族の典型は《中産階級》であった。

*《労働者》家族が《近代》家族の形態をとるようになるのは、《20世紀後半》の《フォーディズム》を通じてである。

c.f. 家族政策の重点の移動

勤勉、衛星、節約 → 子育て、子供の教育

c.f. 21世紀家族

家族の個人化、ジェンダー革命
→ 社会の単位としての個人

図1) フォーディズムのマクロ経済的回路

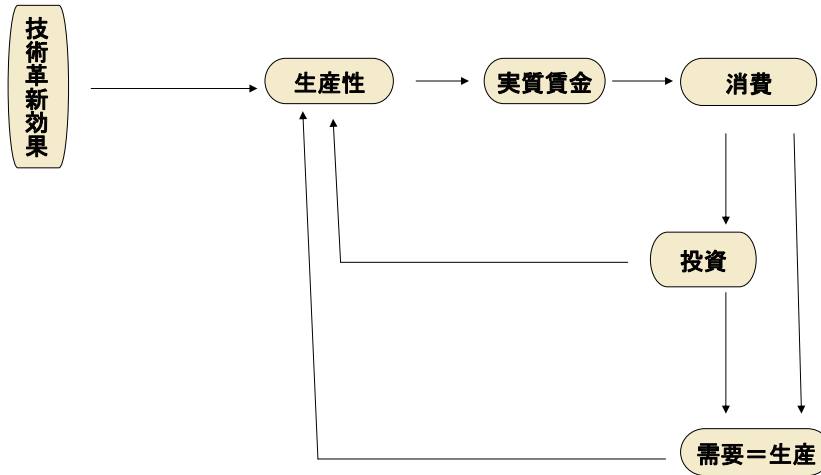
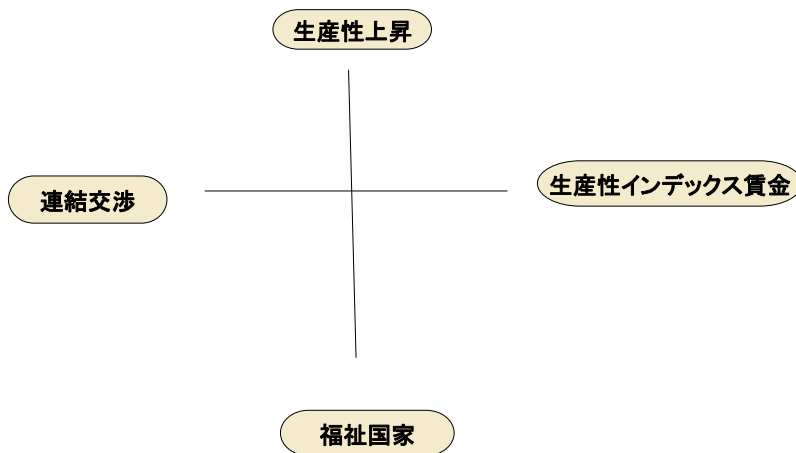


図2) フォーディズムの4大支柱



5 20世紀の社会経済システムの危機と衰退

20世紀的社会経済システムの危機

1) フォーディズムの衰退

① フォーディズム衰退の要因

- 利潤圧縮と賃金爆発（真の原因は生産性上昇を上回る賃金上昇）
- 労働生産性の鈍化（付加価値・資本比率の低下）

利潤率

＝利潤÷資本

＝利潤÷付加価値（産出量）×付加価値÷資本

② 衰退の真の原因

＝ テーラー主義的分業（労働のあり方）の危機

- 「機械化+テーラー主義」による生産性上昇の源泉が枯渇した
- 労働者の自主性を無視して、技術者（管理者）の主導（責任）で生産性と品質を改善する生産方式の限界
- 物的投資への過度の依存、人的投資の軽視

③ 4つの回路の危機 ⇔ 20世紀的社会経済システムの危機

■ 生産性——賃金

生産性の低下、生産性を上回る賃金上昇、フォード主義的労使妥協の解体

■ 賃金——消費

大量消費の飽和化、消費の多様化、消費規準の変化

■ 消費——投資——生産性

投資行動の変化、利潤感応的投資の復活

■ 総需要——生産性

需要の差異化に対する大量生産方式の不適応

この構造的危機に対して、ケインズ主義は有効な対策とはなりえなかった

②スタグフレーションの進行→ケインズ主義の放棄、新自由主義の登場

2) 家族における変化：性別分業家族の衰退

- ・ 女性の職場進出（労働力の女性化）

パートタイム労働の増加（女性の割合が高い）

高学歴女性のジレンマ：キャリアか、子育てか

- ・ 専業主婦モデルの後退（スウェーデン：5%）と共働き型家族の増加、晩婚化、シングル志向、離婚増加
- ・ 多様化する家族：共働き、専業主婦、ディンクス、単身家族、パラサイト家族、シングルマザー、老老家族、
- ・ 個人化する家族：個人単位の社会保険
- ・ 出生率の低下：2.1（1970）、1.33（2002）、1.29（2003）、1.39（2011）
- ・ 家族の新しいリスク：育児によるキャリアの中断、離婚と子育ての責任
- ・ 脱家族化とジェンダー平等革命

3) 国家における変化：ケインズ主義的福祉国家の危機

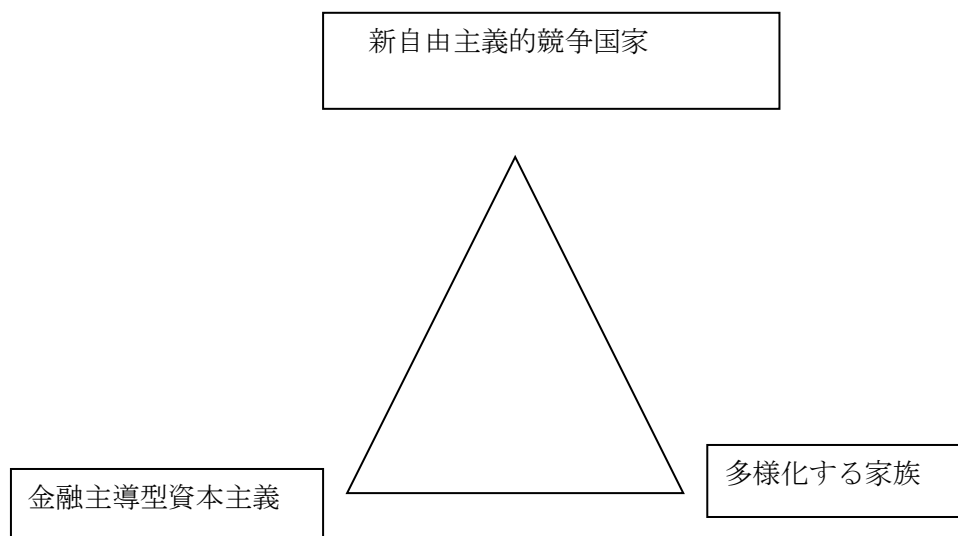
- ・ 経済成長と福祉のトレードオフの表面化：福祉が成長を圧迫すると感じられる
 - ・ 福祉国家の危機：①失業の増加（雇用保険）、貧困（生活保護）、高齢化（年金保険、医療保険）→財政危機、②新しいリスクに対応できない：若者の教育から就業への移行（若者の非正規雇用）、離婚と子育て、女性の育児とキャリアのジレンマ
人生後半のリスクに重点を置いた福祉制度の見直し
所得保障から就労による福祉（ワークフェア）へ
 - ・ ケインズ主義的介入政策→不況とインフレの同時進行（スタグフレーション）
財政政策→マネタリズム（金融政策による不況対策）
- ・ グローバリゼーションと主権国家を超える統治機関
WTO（世界貿易機関）、EU（欧州連合）
市場による国家の評価付け

福祉国家：経済成長と福祉のトレードオフの顕在化、

6 19世紀末から20世紀初頭の社会経済システム

1 新自由主義とグローバリゼーション

図 21 世紀初頭の社会経済システムの輪郭



1) 新自由主義

①新自由主義(Neo Liberalism)の定義

新自由主義とは、伝統的な国家介入（ケインズ主義、所得保障型福祉国家、保護関税）が資本主義（市場経済）の危機（スタグフレーション）をつくりだしたと認識し、強い国家によって人為的に（自然発生的にではなく）有効な競争市場（新しい資本主義）をつくりだそうとする企画であり、この企画は市場経済または「市場の自由」が国家のあり方および国家の介入の形態を調整する（組織化する）ための原理となることを要求する立場である。国家の監視下にある市場→市場の監視下にある国家、市場経済の原理の交換から競争へのずれ

新自由主義の賭け（問い）：「政治と社会に形式を与える市場経済の力がどこまで拡張されるのか」、あるいは「市場経済が現在あらゆる場所で・・・欠陥を警戒しているものとしての国家に対して、実際にその原理、形式、モデルとして役立つのか否か」

参考文献

フーコ『生政治の誕生』筑摩書房、2008年、125-228

ハーヴェイ『新自由主義』作品社、2007年

②新自由主義の多様性

ドイツの秩序自由主義者：オイケン、リュストウ、レプケ、ミクシュ

自由放任と伝統的介入主義を批判し、強い国家によって人為的に競争的市場経済を構築する

オーストリア学派：ミーゼス、ハイエク

個人の自由の条件として有効な市場経済の構築を主張

イギリス学派：ロビンズ

シカゴ学派：フリードマン、ナイト、ベッカー

マネタリズム、選択の自由、人的資本論

③強い国家による競争経済への取り組み

1978-1980：世界の社会経済史における革命的転換点

1978年：鄧小平

1979年：ボルカーFRB議長就任、金融政策の変更、高金利でインフレとの戦い

サッチャーイギリス首相

1980年：レーガンアメリカ大統領

規制緩和、民営化、市場化、自由化を実施

労働組合の交渉力を弱体化

④資本主義の新自由主義局面

対外的：変動相場制、自由貿易、資本の国際移動

国内的：金融市場の自由化、労働市場の規制緩和、民営化

2) グローバル化：国際的相互依存関係の強まり

①グローバル化の指標

- ・ 自国市場の国際競争への開放、金融市場のグローバル化、海外直接投資（FD）

世界貿易 > 世界生産、FDの急増、投機目的の短期資本の国際移動 = 120兆円 / 1日

②グローバル化の進展

1970年代以降：アメリカの企業活動の多国籍化：生産拠点と販売網の世界化

変動相場制：為替変動のリスク回避のための金融商品の開発、グローバルな資金の運用

→ 資本規制 = 桎梏 → 資本の国際移動の規制撤廃、経済のグローバル化、各国が資本の吸引をめぐって競争

- ・ 1986年から開始されたガットのウルグアイ・ランド交渉：すべての分野が交渉対象
- ・ 1980年代後半：FDIの急増
- ・ 1987年：EUの域内市場統合の完成
- ・ 1989年：ベルリンの壁の崩壊、東欧・ソ連の市場経済への移行

3) 新自由主義とワシントン・コンセンサス

新自由主義とは、国家による経済的規制という干渉を緩和して、市場経済における競争を重視する考えで、競争的市場こそが、自由、道徳、繁栄を生み出し、最も民主主義的だと考えている。もともとはワシントンのシンクタンク国際経済研究所(IIE)の研究者ジョン・ウィリアムソンが発表した論文によるもので、累積債務のある途上国に必要な経済改革として、米国財務省、IMF、世界銀行などの間で成立した「意見の一致」という意味で、ワシントン・コンセンサスと言われる。

[ワシントン・コンセンサス]

- ・ 財政赤字の是正

- 補助金カットなど財政支出の変更
- 税制改革
- 金利の自由化
- 競争力のある為替レート
- 貿易の自由化
- 直接投資の受け入れ促進
- 国営企業の民営化
- 規制緩和
- 所有権法の確立

途上国を地獄へ叩き落とした構造調整プログラムとほとんど同じ内容である。

4) グローバル化の持続不可能な現実

a 経済の現状

先進国：雇用なき成長

新興国 BRICS：高成長、世界の「工場」

多数の途上国：マイナス成長、破たん国家

背景：経済のグローバル化、国境を超える資本移動の自由化→多国籍企業化、企業は市場アクセスや賃金水準の理由で、経済活動の拠点を変更できる→都市や地域の急速な衰退、金融のグローバル化＝短期資本移動による通貨危機による経済の不安定性の拍車

1997 のアジア通貨危機による損失：韓国 27%、タイ 57%、インドネシア 82%

多国籍企業に依存することの危険性の認識→地域・都市の経済システムの安定性

b 社会と福祉面の現状

先進国：雇用の多様化と格差の拡大、非正規雇用と失業の増加

雇用喪失→高い失業率→社会階層の二極化→移民排斥、不法行為、社会的緊張

競争力と雇用の両立が課題

新興国：高成長と格差の拡大

途上国：貧国と飢餓の拡大

世界経済は全体として、南北格差の拡大

世界人口の 5 人に 1 人は飢餓状態

毎日 2 万 5000 人が餓死

日本は毎日 300 万人分の食料を破棄

南の 88 カ国の基本的な教育、医療、受精の出産費用＝アメリカの軍事費の分の 1

国際社会：紛争、テロ、通貨戦争、先進国の国内的社会：政治不安の拡大と閉塞感

c 地球環境問題

2 21世紀初頭の社会経済システムの特徴

0) 金融主導型資本主義

- ・ 金融化：国内経済および国際経済において、金融市場、金融業者および金融企業の役割や一般人の金融利益を目指す動機付けが次第に増大していく過程（ドーア『金融が乗っ取る世界経済』中央公論社、8ページ）

先進国におけるいくつかの個別的趨勢を総括する言葉

a 金融業の配分の増加の傾向

b 金融派生商品の開発によって、（貯蓄する主体と実体経済で資本を使いモノを生産する主体との間で）金融業者の仲介的活動の投機化、投資とギャンブルの絡み合い

c 企業経営者の社会的責任の変化：利害関係者に対する責任→株主に対する責任

一種の思想的変化、ステークホルダー論→株主価値論（株主の利益を最優先させるべきだという対場の議論）

d 各国政府の政策の優先順位のなかで、国際的競争力強化策の上昇

証券文化の奨励：「貯蓄から金融投資へ」

- ・ 金融経済＝貨幣や手形、銀行預金、株式や債券、為替、その他の多様な貨幣的商品が総合に取引されることによって生み出される経済活動、
- ・ 経済構造の変化：経済活動の主導が実体経済・産業経済から金融経済へと変化
- ・ 90年代のアメリカのグローバル戦略（ニューエコノミー）：アメリカ経済の軸は「産業」に代わって「金融」にシフト、製造業ではなく、金融とITの結合によってグローバル市場でいちばん魅力的な金融市場を作り出す
- ・ 金融主導型成長：金融市場に資本を集積、そこで利益を発生、資産効果によって所得を生み出す、その所得で消費を拡大し生産を刺激する
- ・ 金融市場のグローバル化→お金が瞬時に世界を動き回る資本主義、金融商品の出現と「お金がお金を生んでいく経済」、バブルとバブルの崩壊を繰り返す時代
- ・ 金余り→80年代の金融自由化 016：証券業務と銀行業務の垣根を取り払う、金利の自由化、金融商品を自由に作る、為替取引の自由化とデリバティブ、サブプライムローンの証券化→閉じ込められていたお金がより自由に動き回る→バブル経済：バブルとバブル崩壊の繰り返し

2) 新自由主義的競争国家と福祉国家の再編

①福祉国家からワークフェア国家へ

ワークフェア（労働による福祉）の2つのタイプ

・ 労働市場拘束的ワークフェア：ワークファースト、就労の義務化

・ 就労支援的ワークフェア：アクティベーション、職業的能力と人的資源を支援

女性の職場進出に対応する家族政策

⇒ 保育施設など公共サービスの充実

⇨ 柔軟な働き方の保障（短時間勤務、在宅勤務、フレックスタイム、再雇用制度）

⇨ 育児休暇、介護休暇、残業の免除

3) 家族における変化：多様化する家族

・女性の職場進出（労働力の女性化）

パートタイム労働の増加（女性の割合が高い）

専業主婦モデルの後退（スウェーデン：5%）⇨共働き型家族の増加

- ・ 多様化する家族：共働き（子供の有無）、専業主婦、単身家族、高齢者夫婦、シングルマザー、パラサイト家族

* 標準的家族は設定できるか？

* 個人は家族の形態を選ぶことができるか？

- ・ 個人化する家族：晩婚化、シングル志向、離婚増加→個人単位の社会保険
高学歴女性のジレンマ：キャリアか、子育てか
- ・ 出生率の低下： 2.1（1970）、1.33（2002）、1.29（2003）、1.39（2011）
- ・ 専業主婦モデルへの家族政策 ⇨ 共働き型家族への家族政策
c.f. 児童の「保育を受ける権利」（北欧）に基づく公共育児サービス

3 金融主導型資本主義

1) グローバル化と金融化

即応型資本主義の強さ：1990年代のアメリカの経済的繁栄（ニューエコノミー）

- ・ 1990年代の世界経済：情報技術の急速な発展、金融のグローバル化→経済環境の急速な変化→迅速な対応の要請→環境変化に対する即応性（国際的文脈への適応力）こそがマクロ経済パフォーマンスを左右する決定的基準
 - ・ 即応性・短期的フレキシビリティ：国際経済動向や景気変動に敏感に反応して生産諸要素（資本、労働）を調節し、流動化させうる能力のこと
 - ・ 資本の流動化：金融の自由化、投資の証券化、長期投資の放棄、資本の自由移動の保証
 - ・ 労働力の流動化：自由な解雇、賃金の市場主義的決定、技能教育の放棄、労働者の諸権利の制限
 - ・ 産業構造の変化：製造業（固定資本、為替変動リスク（→金融（為替変動、利得機会）
 - ・ 即応性の高い資本主義：市場主導型という即応性の高いシステム、即応型産業、情報、金融
 - ・ 即応型資本主義の諸要素：金融自由化、規制緩和、民営化、賃金・雇用のフレキシビリティ、福祉見直し、自己責任論など
- ### 2) 制度諸形態の階層的序列の変化
- 制度化された資本主義（1980年代）の優位→即応型資本主義（1990年代）の優位
- ・ フォーディズム時代
賃労働関係→競争関係・国家形態・金融制度→国際体制（労働→金融・国際）

生産性インデクセーション賃金→寡占的競争→ケインズ主義的福祉国家→貨幣・金融政策（管理通貨制度）→国際体制（固定相場制、低い輸出依存度）

- ・ 1990年代：為替レート、国際収支、国際格付け、政情の変化への対応力の決定的位置
国際体制→競争関係・金融制度・国家形態→賃労働関係（国際・金融→労働）
国際金融市場→低価格競争→金融自由化・金融革新→国際競争力強化・福祉見直し（国家形態）→賃金・雇用のフレキシビリティ
- ・ 産業→金融の経営者資本主義から金融→産業のグローバル資本主義へ

3) 金融主導型成長体制

① 金融の革新

- ・ 金融資産の証券化：預金と証券の割合の変化、6対4から3対7へと逆転
- ・ 機関投資家の躍進：年金基金、投資信託、生命保険などの機関投資家の比重増加
- ・ 家計所得の金融化：三分の一が金融所得（1990年代後半）
- ・ 国際証券投資の拡大：金融自由化、金融新商品開発、国際的規模の各種金融市場

② 金融主導型の成長体制：株価と需要の累積的好循環

- ・ 回路の起動力としての株価（資産価格）の上昇→家計の金融収益の上昇→消費→投資→需要→利潤→株価（賃金は競争の中で残余的に決まる従属変数）
- ・ フォーディズムの回路：生産性と需要の累積的好循環（賃金主導型成長体制）
起動力としての生産性上昇→賃金上昇→消費→投資→需要→生産性（賃金は基軸変数）

4) 金融主導型の調整様式

- ・ 株価→金融収益の回路を支える調整制度は何か
株主価値（*1株当たり利益、上場会社の時価総額）をいかに最大化するか
金融による企業（経営）支配の制度としての企業統治（コーポレート・ガバナンス）
株価上昇を金融収益上昇に結びつけるゲームのルール＝コーポレート・ガバナンス
労使妥協（労使の団体交渉）→金融妥協（金融と経営の企業統治）
- ・ コーポレート・ガバナンスの背後にある制度的現実
グローバルマネー（機関投資家）はより大きな金融収益を求めて世界を駆けめぐる
企業への、グローバル金融市場による一定の株主価値（金融のノルム）の強制
- ・ グローバル金融による支配の回路

グローバル金融→競争激化（企業間競争）→労働のフレキシブル化（賃労働関係）

5) グローバル化と資本主義の多様性

- ・ 金融主導型成長体制：自己拡大力はあるが、持続性・安定性への疑問
- ・ 他の成長体制は大きな影響を受けているが、多様性は維持されると予測できる

第3章 福祉国家論の展開とレギュレーション理論

1) 新自由主義の興隆

- ・福祉国家の発展の前提条件：フォーディズムと性別役割分業家族
フォーディズム的経済成長の構成要素
 テーラー主義プラス機械化→労働生産性の上昇
 生産性スライド賃金→大量消費
 準完全雇用
フォーディズムの衰退
 労働生産性の鈍化→フォーディズム的労使妥協の解体
 国際競争の激化：賃金は需要要因よりもコスト要因となる
 ケインズ主義政策の失敗：不況（失業）を打破できないだけでなく、インフレを生む
- ・市場主導の危機解決策として新自由主義の出現
 経済成長と福祉国家とのトレードオフ
 規制緩和（労働市場、金融市場、財市場）
 民営化
 福祉国家の縮小と解体：自己責任原則の強調
- ・ポストデモクラシー的状况：議会制民主主義（選挙、政権交代）によって、市場経済の破壊的影響（格差拡大、失業増大）から一般の人びとの暮らしを守ることができなくなる
 政治家と企業利益を代表するエリートとの交渉による政治（各種審議会、大臣の諮問会議）

2) ケインズ主義的福祉国家における「コミュニティ」の不在

- ・福祉国家の発展

福祉国家の定義

福祉国家とは、政府支出のうち所得保障と社会サービスに関するものが過半を占めるようになり、かつ所得サービスや社会サービスを受けることが慈善ではなく国民の権利として認められた現代国家の在り方を示す用語である。

所得保障：各種年金（老齢年金、障害年金）、医療保険、失業保険、社会扶助

社会サービス：医療、公衆衛生、教育、介護、保育など

資本主義的市場がもたらす弊害、失業、労災、貧困、格差の拡大、市場拡大につながらないニーズに対処する制度措置

- ・社会保障制度の発展順序：市場原理と矛盾しない制度が先に導入され、次第に市場原理を大きく修正する制度が発展した

 労災保険→年金、失業保険、家族手当

- ・ケインズ主義的福祉国家の発展と普及

福祉国家の黄金時代（1950-1974）

経済成長と完全雇用、性別分業家族に依拠して発展した

経済成長と福祉国家の関係：トレードオフではなく、相互に補強しあう関係
 各国の社会保障費の増加→対 GDP 比社会保障の上昇

	1913	1950	1973	1986
フランス	8.9	27.6	38.8	53.2
日本	14.2	19.8	22.9	35.5
イギリス	13.3	34.2	41.5	45.9
アメリカ	8.0	21.4	30.7	37.1
平均	11.7	26.7	37.4	46.3

出所：マディソン『20世紀の世界経済』東洋経済新報社、91ページ

経済成長と失業率の変化

	1870-1913	1913-1950	1950-1973	1973-1984
経済成長率	2.5%	2.0%	4.9%	2.6%
失業率	4.5%	7.5%	2.6%	5.7%

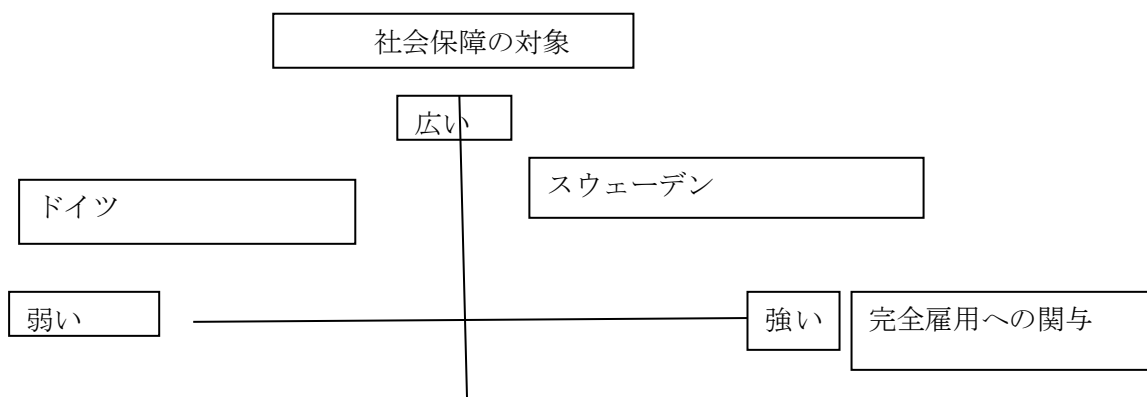
出所：マディソン

- ・ ケインズ主義的合意：先進国では 1975 年ぐらいまで存在していた

- ・ 図完全雇用への関与と福祉国家

社会支出の水準 完全雇用への関与	高	低
高	強力な介入的福祉国家： スウェーデン、ノルウェー	完全雇用志向の小さな福祉国家：日本、スイス
低	穏健な保障型福祉国家： ベルギー、オランダ、ドイツ	市場志向の小さな福祉国家：アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ

出所：ピアソン『曲がり角にきた福祉国家』未来社



2) 福祉国家の3つの類型

エスピン＝アンデルセンによる類型論の展開

『福祉資本主義の3つの世界』ミネルヴァ書房、2001

福祉レジーム：福祉ミックスの政治経済学

a 政府の福祉供給

b 市場活動：市場で購入される福祉

c 家族が提供する福祉：子供や病人、高齢者を家族内で世話する

図 福祉レジームの3類型

レジーム	脱商品化	階層化	脱家族化	連帯の軸
自由主義	最小限	市場による階層性の再生産	中	市場
保守主義	高度	高	低	家族
社会民主主義	最大限	低	高	国家

福祉国家は平等化だけではなく、階層化もつくりだす

*脱商品化：人びとが市場に依存することなく生活を維持できる程度（社会的権利）

*階層化：職業的地位の格差の維持（不平等の制度化）、社会保険が職域別、地位別のプログラムに格差化されて分立、船員、教職員、公務員別など

*脱家族化：人びとが家族から独立に経済的資源を活用できる程度

・ 自由主義レジーム：自由主義レジームの典型としてのアメリカ福祉国家

推進勢力：市場原理を重視する自由主義勢力

新中間階級が市場から国家への福祉の主体の移行を歓迎しない

市場における諸個人の能力に応じた福祉：個人主義的

市場＝望ましい適切な福祉の供給源：企業福祉、生命保険、高齢者ケアの市場化
年金、医療における民間部門の重要性

民間保険、企業福祉など民間福祉の発達、限定的な再分配政策、人びとの福祉は労働者—
消費者として市場で占める地位に依存：富裕者・中産層は手厚い民間福祉を享受

市場の失敗者：低所得者は低水準の公的扶助

福祉国家は二重の意味で残余的になる

福祉国家の役割＝規制緩和や減税によって市場のパフォーマンスを高めること

脱商品化によって個人が市場に依存する奨励

社会政策：資産テストをとまなう真の困窮者に限定という意味で、残余的

1960年代のジョンソン民主党政権：「偉大な社会」による福祉の拡大の次期

メディケア：高齢者向け公的医療保険

メディケイド：低所得者向け公的医療保険

現在 24%（4500万人）の国民が医療保険に未加入で、公的医療保険に依存している

- ・ 保守主義モデル：ドイツ、フランスなどの大陸ヨーロッパ

職業的地位や階級にもとづく諸権利（市民権ではない）、平等よりも契約上の公正

連帯の支配的所在＝家族、推進勢力：カトリックなどの保守主義的勢力

社会保険中心：職業上の地位（職域）によって分立、連帯の側面が狭く同業組合的（コー
ラティズム的）、階層的所得比例的給付、公務員に特権的な福祉給付対国家似たいする忠誠
教会の強い影響：家族による子育てや介護の分野、カトリックの「補完性」という考え方
＝福祉供給に関しては、家族と地域コミュニティが自然であり活動の中心として理想的と
いう思想、国家の役割はその経済的条件をつくりだすこと。

- ・ 社会民主主義：スウェーデン、デンマークなどの北欧諸国推進勢力

すべての市民は階級や市場における地位の如何を問わず、同等の権利を与えられる

この意味で、普遍主義的で平等主義

連帯の支配的所在＝国家、推進勢力：穏健な労働運動、社会民主主義政党

租税中心、高い脱商品化：子供や老人の社会的ケア、男女の均等、高い就業率

市民権にもとづく質の高い普遍的サービス

- ・ 日本の福祉国家：「福祉国家元年」1973年、国民皆保険、老人医療

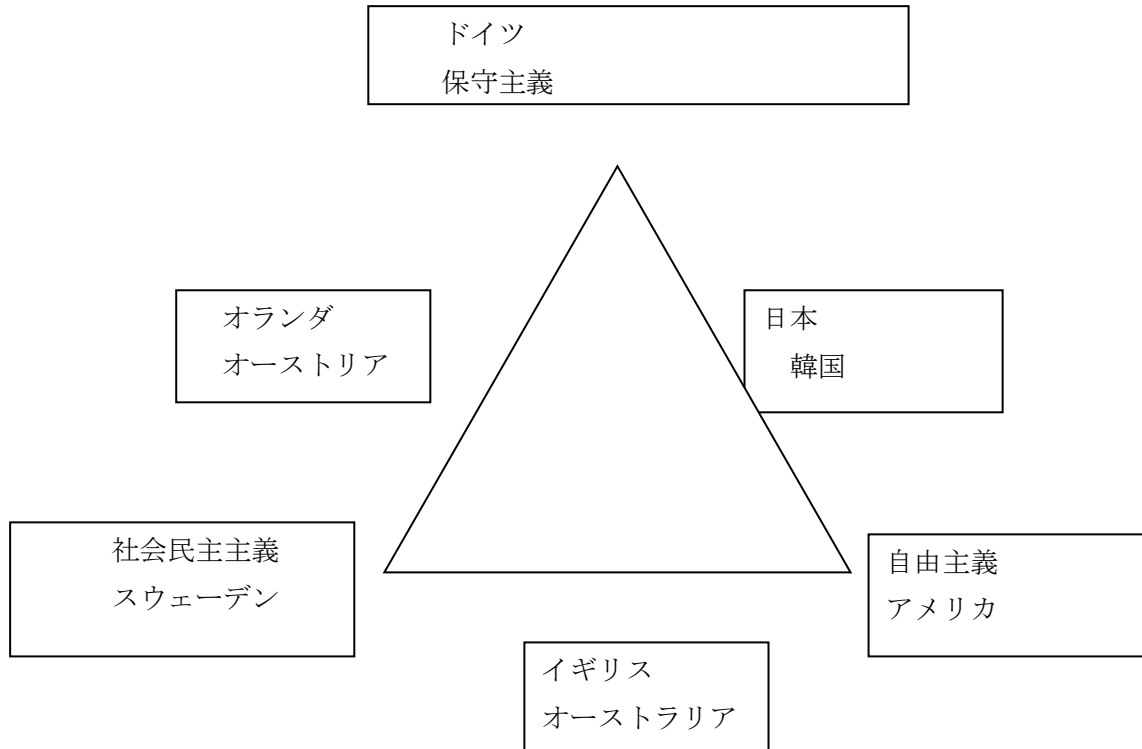
残余主義的福祉：民間・職域による福祉の比重が高い

職業的地位、企業福祉の格差が大きい：階層的

正規雇用の労働者ト自営業者、女性、非正規労働者の大きな格差

性別役割分業

図 3つの福祉レジーム



4) 福祉国家類型と家族（ジェンダー平等）

		女性の労働市場参入	の容易度
		低い	高い
	公的福祉水準 高い	保守主義モデル	社会民主主義モデル
	低い	東南アジア諸国	自由主義モデル

出所：宮本太郎ほか『比較政治経済学』有斐閣、200 ページ

各国の年齢別労働力率%（雇用曲線）の比較

日本の女性就業率の M 字曲線

市場経済の拡大による破壊的影響から社会を防衛する運動から生まれた福祉国家は、市場活動の結果として生じる消費者社会や、国家による管理の客体としての受給者から成る社会とは別なものを生み出すことができない。にもかかわらず福祉国家は、市場志向型や国家依存型を超える社会的連帯の不在に悩み、コミュニティ意識をもつ自律的個人の出現をさまざまな形で求めているのである。

資本主義市場経済と国家の二分法はケインズの福祉国家における「社会の不在」の別の表現でしかない、ということをも鋭く批判した、次のゴルツの主張に共感することができる。

「福祉国家・・・は、社会の代替物として理解する必要がある。自己調整する能力をもった社会が不在なために、福祉国家はフォード主義的妥協の 25 年間の間、経済拡大と市場機能を調整し、諸階級間・・・の妥協についての団体交渉を制度化し、経済的合理性の発現をこれに規制と限界を課することによって社会的に忍耐可能なものにし、物質的に実現可能なものにしたのである。しかしながら、福祉国家が社会を生み出すものであったことは一度もなかったし、またそれはありえないことだった。『経済拡大の成果』の租税による再分配、社会保障や強制保険、保護などの制度は、連帯や社会的絆の崩壊を曲がりなりにも埋め合わせるものではあったが、それが新たな連帯を生み出すことはなかった。・・・諸個人、諸社会層、諸階級の間、いかなる実体験された連帯の絆も定着することはなかった。この社会的国家主義（福祉国家—引用者）において、市民は行動する主体だったのではなく、社会手当の受給者として、社会保険の加入者として、納税者として、行政によって管理される者、つまり客体だったのである。福祉国家と市民とのこの断絶は避けようのないものだった。というのは、市場資本主義における社会の欠如の原因がそのまま残存しているからである」（ゴルツ『労働のメタモルフォーゼ』緑風出版、1997年、309~310ページ）。

3) 福祉国家論の展開とレギュレーション理論

- ・福祉国家の定義：年金、失業手当、家族手当（児童手当）などの所得保障や保健、医療、教育、住宅といった福祉サービスを提供する国家の施策を意味する。
- ・福祉国家の理論的説明の難しさ：資本主義と国家との関連をいかに理解するか

① 産業主義アプローチ（ウィレンスキー）

産業化・市場化による、家族・コミュニティに埋め込まれていた生活福祉の解体—>国家による生活リスク（病気、老齢、失業）の保障の代替

② 近代化アプローチ（社会民主主義アプローチは近代化アプローチの一つ）

T. H. マーシャルの理論

18世紀：市民的権利、個人的自由（思想や言論の自由）

19世紀：政治的権利、参政権

20世紀：社会的権利（生存権）、年金保険、医療保険、失業保険、無償教育

・レギュレーション理論による福祉国家の統一的理解

賃労働の概念「労働力の利用と再生産の諸条件の総体」によって、資本主義と国家の介入との連関を把握する。

労働力の利用の諸条件：テーラー主義などの労働力の使い方→経済成長

労働力の再生産の諸条件：福祉国家の介入、医療、教育、非労働期間（失業、病気、老齢）の所得保障、貧困世帯への生活保護

4) 社会的排除と基本所得：フランスの論争

・新自由主義→労働市場の規制緩和→雇用の多様化→非正規雇用（パート労働、アルバイト、派遣労働、契約社員など）の増加

・社会的排除の増加：雇用、社会保険、住宅、家族、社会との接続からの排除
長期失業者（失業手当なし）、若者の失業者増加（職業訓練の機会不足）

ニート（Neet）：就学、就労、職業訓練のいずれもない状態

引きこもり

・フランスの参入支援最低所得(RMI)の試み

失業保険の適用から排除された 25 歳以上の人を対象とする制度

受給者の努力義務：「受給者は資格取得や就業目的のための職業訓練によって、社会復帰に努力する」という参入契約を結ぶ

結局、RMI は排除の問題の解決に失敗した

・排除の難問を解決する原理としての基本所得

基本所得(Basic Income:BI):市民権所得とも呼ばれる

すべての人に、個人単位で、資産調査や義務労働なしに、無条件で支払われる所得

労働と所得とを分離する福祉制度の構想

失業の拡大という雇用創出の困難性や非正規雇用の拡大という労働者の分断を動かしたい所与の事実として承認する→無条件の最低所得保障 BI を承認する→BI の受給者は雇用労働でなくても、市民社会の領域で非営利的活動に自発的に参加できる、国家も雇用創出という責任から免れる

第2部 グローバル化・ポスト工業化・21世紀の国家像

第4章 グローバル化と国民国家のゆくえ

0 グローバル化と国家をめぐるジレンマ

グローバル化するポストフォード主義的・知識集約的経済がフォーディズムにとって代わって進展しつつある, 21世紀初頭の今日, 国家をどのように理解し定義し直すかという問題が, 社会科学の中心的課題になっている。フランス革命によって原型を作られた近代国民国

家は、さまざまな深刻なジレンマやズレを抱えて「相対的自律性」を弱体化させており、国家のあり方や役割の再構築を迫られている。21世紀国家論の課題は、そのようなジレンマやズレを露呈させる国民国家の再構築の方向を検討し、そのゆくえを展望することである。

実際、21世紀の国民国家は、対立的な諸力を国民的空間において均衡させることができず、いくつかのズレやジレンマを激化させている。

第1に、経済が世界化したのに、利害や意見の相違を調整する政治は主権共同体としての国民国家のレベルでおこなわれている。しかも、諸国家が推進した経済の世界化が、政治による国民レベルでの調整の自律性さえをも侵害している。要するに、経済と政治の対立が国家の問題解決能力を低下させているのである。

第2に、経済の世界化はケインズの福祉国家の解体を通じて社会の分裂を拡大・深化させ、経済と社会統合との対立を強めている。その結果、国民国家は、市場経済の世界化の推進者としての役割と社会的凝集の最終的担い手としての役割という、両立困難な課題を抱え込むことになる。

第3に、国民国家は「エスニックな共同体を基盤に組織された政治的共同体」であるが、出身国の国家への信頼を失った労働力の国際移動と移民の問題は、エスニックな共同体と政治的共同体との深刻なズレを端的に示している。先進国は、失業問題が深刻化するなかで、主権的共同体としての国民国家と国民的アイデンティティの一体性とのズレに直面しているのである。多文化市民権の承認や国籍と結びついた市民権の再審が提起されるのは、このような文脈においてである

1 複雑さと知識の増進——シュンペーター的就労福祉レジーム——

・経済的複雑さの定義：「人間相互間、および人間相互とテクノロジーのあいだの多様な相互作用が進展していくこと」、そして、すべての複雑系と同じように「予測できない」変化や出来事に支配されていくこと、を意味する (Hodgson1999:181)。社会経済システムの複雑性が増進すると、システムの諸要素の相互作用の多様化や多種多様な思いがけない出来事が生じ、それらを理解し適応していくために、ますます多くの情報と知識が必要とされ、労働者には絶えずより高水準の知識・技能・適応力が求められるようになる。

・現代進化経済学の旗手の一人であるホジソンによる、経済の複雑性の増大→より高水準の知識・技能→学習スピードと専門的知識の重要性→知識集約経済の進展という命題の定式化 (Hodgson1999:181-182)。

- ① 生産過程およびその生産物の複雑さの増大
- ② より高水準の知識や技能の必要性
- ③ 専門的技能にたいする信頼の増大と新しい専門家の出現
- ④ 経済活動における情報の利用と移転の重要性
- ⑤ 将来の出来事の予測の難しさと経済生活における不確実性の増大

このような複雑で知識集約的な社会経済システムでは学習スピードが重要であり、行為主体は「学習し適応する仕方」を学習しなければならない。また技能は、行為中心のものから知識中心のものへと転換する。

・ 21 世紀の国家：IT 国家または「知識国家」

・ 「シュンペーター的就労福祉(workfare)レジーム」：ケインズの福祉国家が需要サイドへの介入によってマクロ経済の規則性を維持し、失業手当の給付によって失業者を消費者として社会経済システムに統合したのとは対照的に、とくに供給サイドへの介入（テクノロジーや製品、製造工程の絶えざるイノベーション）によって、グローバルな競争における国民的領域の構造的競争力を高める経済政策を実行する。また、教育システムや職業訓練システムの質的改善により国民の学習能力を高めて、知識集約経済に適合した人材を育成する雇用政策（職業訓練プログラムへの参加義務をとまなう失業手当の給付を含む）を志向する。

2 国家再構築の経験の理論化——ガバメントからメタ・ガバナンスへ——

・ 一般的には、ガバメント（統治）は法やルールにもとづく国家による規制または秩序形成の意味で、またガバナンス（複数の利害関係者による共治）は、ネットワーク型組織によるコーディネーションや、ネットワーク型組織と企業組織（あるいは行政組織）との相互作用によるコーディネーションの意味で用いられている。

・ 「ガバメントからガバナンスへ」という定式化の背後に経済的世界の複雑さと知識集約化の増進があることを考慮して、ガバナンスと「ガバナンスの諸条件の反省的な組織化」（Jessop2002:240）を意味するメタ・ガバナンスとを区別し、このメタ・ガバナンスにおける国家の役割を検討する必要がある。メタ・ガバナンスにおける国家の役割は、社会的複雑さをいかに調節するかという文脈で検討されねばならない。社会的複雑さを統治する国家は何よりも、その他のガバナンス・メカニズムがそれ固有の役割を遂行できるように働きかけるパートナーの役割、すなわち、社会的相互作用の促進者としての役割を果たさなければならない。ガバナンス間のネットワークとその相互作用を促進するという意味で「ネットワーク国家」と呼ぶことができる。

・ ネットワーク国家は、多元的ネットワーク・ガバナンスを発展させている EU や「コーポラティズムから交渉経済」（Nielsen and Pedersen:1991）に転換したデンマーク経済に典型的にみられる

3 「均衡状態としての国家」の再発見——新しい国家把握の登場——

青木は、均衡体としての国家のさまざまなタイプを検出して比較検討するが、政府の介入が市場経済自体のコーディネーションを促進するような「均衡状態」の解明に議論の重点がおかれていて、政治的秩序の固有のロジックはほとんど説明されていない。

佐伯は、政治的側面と文化的・歴史的側面との均衡体である国家の均衡がグローバル化のもとで崩れている、ということに重点をおいて、市場経済と政治的秩序との緊張関係や政治的秩序の固有のロジックを分析していない。テレの議論の特徴は、「政治的なもの」のなかに「経済」を検出することを通じて、政治的なもののロジックと動的な均衡状態を明らかにしていることである。彼は、資本循環論に対応する国家循環論の視点から、政治的秩序としての国家の均衡がどのように拡大再生産されるかを追求し、「主権＝軍事国家－法治国家－租税国家－支出国家－軍事国家」という国家の有機的循環の運動のなかに「政治的秩序の経済体制」を発見する。国民に対する統治の正統性を維持・拡大する「法治国家－租税国家－支出国家」の連関がこの「経済体制」であり、これが主権の拡大という国家の自己目的運動を媒介している。国家は主権および正統性の維持・増殖という政治的蓄積の論理を有する有機的な社会関係として定義されるのである(若森 1996:第8章;中原 2010:第2章)。

4 脱国民化・脱国家化と国民国家のゆくえ

ジェソップによれば、グローバル化する知識集約的資本主義の進展は、①国民国家の権限および経済的・政治的・イデオロギー的機能の脱国民化 (denationalization)、②意思決定と実行の仕組みとしての政治システムの脱国家化 (destatization)、③政策レジームの国際化 (internationalization)、という3つの傾向をともなっている (Jessop 2002:193-215)。

国民国家の脱国民化は国民国家の活動の領域的な分散化である。具体的には、第1に、経済的・法的・政治的・軍事的・科学的な超国家的システムの役割の拡大を反映する、WTO や NAFTA や EU のような超国家的機関への権限の委譲として、第2に、グローバル化する経済における地域または地方の経済的競争力の改善 (地域の労働市場政策、教育と技能訓練、ベンチャー資本、イノベーション・センター等々) に大きな関心をもつようになった、国民国家内部の地方政府への権限委譲として、第3に、国境を越える地方政府間および地域経済間の各種のネットワークへの権限委譲および超国家的機関 (たとえば EU 委員会や欧州中央銀行) とそのような地方政府間ネットワークとの連携として、展開されている。

政治システムの脱国家化は、すでに「ガバメントからメタ・カバナンスへ」で検討したように、社会経済システムにおける複雑さと知識集約度が高まると、主権国家による上からの階層的ガバナンス様式が経済的・社会的諸関係を管理する有効性を失って、公的組織・準国家的組織・非政府的組織間の多様な協働関係の形態の重要性が高まった、ということを示している。

政策レジームの国際化は、国民的・地方的または地域的な国内政策にとって、国際的文脈のもつ戦略的が高まったことを意味する。実際、経済政策、社会政策、金融政策、移民政策などにみられるように、政策レジームの中心的アクターは国内のアクターにとどまっておらず、政策の立案と実行の関係当事者として外国のアクターや機関を含むほどまで拡大されている。

・プーランツァス (1978, I:54-59) による資本主義国家の特殊的機能と一般的機能との区別

国家の機能には、経済的機能（インフラ、経済政策、社会政策、等々）、政治的機能（課税、警察、防衛、立法、裁判、等々）、イデオロギー的機能（教育、国家的祭典、標準的生活様式、等々）という、相対的に自律した3つの特殊的機能だけでなく、諸階級に分割された社会において「社会的凝集性」を維持するという一般的・全体的機能がある。国家の特殊的機能の観点から国民国家の脱国民化・脱国家化・国際化の傾向をみるならば、明らかに「ポスト国民国家」の傾向が出現しつつある。国家活動の脱国民化は、超国家的機関や国境横断的な地域同士の連携といった「ポストナショナルな国家形態」を生み出している。政治の脱国家化は、国家中心的なガバナンスをさまざまなガバナンスの連携によるガバナンス（ガバナンスのガバナンス）に移行させつつある。また政策レジームは、国際化された文脈において構造的競争力を促進するという意味でポストナショナルなものになり、ナショナルなケインズの福祉国家は「ポストナショナルなシュンペーター的就労福祉レジーム」（ジェソップ 1997）へと移行する。しかし、このような変化した新しい状況においても、国民国家は、世界的、超国家的、国家的、地域的、地方的レベルの経済的・政治的・イデオロギー的諸活動を戦略的に接合し直すのに新しい役割を見出すことを通じて、社会的凝集性の維持という一般的機能を保持しつづけるをえない。というも、国民国家は、超国家的、国家的、地域的、地方的な諸力や諸矛盾が抗争しあうもっとも重要な空間でありつづけているからであり、一般的機能と特殊的機能を兼ね備えた「世界国家」が生まれるまでは、国民国家が社会的凝集性の機能を引き受けるのにもっともふさわしい場所であるからである。

4 21世紀の国家像

以上みてきたように、グローバル化や複雑化に直面した21世紀の初頭国民国家は、いくつかの重大なズレやジレンマを抱えている。国家の権能の脱国民化や政治過程の脱国家化の進展は、国家の排他性と最終性を揺さぶっており、国家活動はもはや内外の他の主体を排除してはおこなえなくなっている。政策レジームの国際化や国際人権レジームの成立は、国家主権と超国家的人権との対立、つまり、絶対的な主権が超国家的レジームの仲介者でもあるというジレンマを示している。

・グローバル・ガバナンスの問題

グローバル化する複雑で知識集約的な経済世界における国民国家の新しい役割を強調しても、それは、主権国家というかたちでの近代の「政治」のあり方の限界を無視することにはならない。主権国家にもとづく「国家間システム」もEUやWTOのような超国家機関も、環境問題や移民問題のような、国境を越えるグローバルな問題の調整様式の代わりをすることはできない。1992年の地球サミットを契機に拡大された国際環境レジーム（気候変動枠組条約および京都議定書、生物多様性保全条約、モントリオール議定書、各国の環境基本計画、等々）でさえ、先進工業諸国の過剰消費と各国の単独主義の抑制によって持続可能な発展に向けた「世界的妥協」に到達するにはまだ程遠い状態である。国境を越えて移動する人びとの権利を保証する超国家的人権レジーム（1990年の国連総会で採択された「移住労働者

の権利条約」等々)も,専門職(知識)労働者の国際移動は促進するが非知識労働者や貧困家族の移動は国家の国境管理の対象にするという,NAFTAやGATTやWTOのような超国家機関のもとで進められている移民選別政策に取り込まれようとしている(Sassen,2000)。ここにみられるのは,国家間システムや超国家機関や多国間主義による国際レジームが,もっとも貧しい地域・国や自分の利害を自分で主張することができない弱者(将来世代の人びとを含む)の利害を,たとえ部分的であっても取り込むような「世界的合意」を作り出すことに失敗していることであり,そのような合意を作り出す政治的リーダーシップ(ヘゲモニー)の責任を欠いていることである。

・国民国家を越えるグローバルなレベルでの利害や立場を調整することはいかにして可能であろうか? そもそもグローバルなレベルで,利害を異にする人びとや不平等な諸個人がいったいどのように共存できるのだろうか? これはグローバル・ガバナンスとして論じられている問題である。中谷(2002)は,国際的合意を達成するための調整基準として,将来世代の人権や地球環境の維持や地球的規模の共有財を対象とする,「第三の人権」概念を提唱する。第三の人権は,国民国家と結びついた第一の人権(市民的・政治的権利)や第二の人権(社会的・経済的権利)と違って,国民国家を越える新しい人権概念である。第三の人権が国際規範として共有されることで,利害や文化を異にする地域・国家・人びとのあいだの相互理解と共存が初めて可能になるのである。リピエッツ(2002)は,「もっとも恵まれない人びと」の状態を改善するような世界的妥協が成立するには,政治的リーダーシップの責任が将来世代にたいする責任という「深層の責任」に支えられる必要があることを強調し,この深層の責任(第四の責任)が官僚組織における階層的責任(第一の責任)や市場取引における契約の責任(第二の責任)や政治におけるリーダーシップの責任(第三の責任)によって制度化されるような,多層的な統治モデルを構想している。注意すべきは,このような第三の人権や深層の責任といった倫理的規準にもとづくいわば「人類主権」が,社会的凝集を確保するという国民国家の一般的機能を前提としており,それと有機的な連関をもって構想されていることである。

しかし,第三の人権概念や深層の責任原理にもとづくグローバルなガバナンスや調整様式は,「もうひとつのグローバル化」を提起する世界社会フォーラムや環境グローバルフォーラムに参加する「国境を越える市民社会」のなかで,倫理的に先取りされて存在しているにすぎない。1992年のリオの地球サミットと前後して,人類は大気や資源などの地球共有財産を国際的に囲い込み合う長期にわたる「環境戦争」に突入した,という指摘がある。まさにこの間に生じた冷戦後の戦争(湾岸戦争,ユーゴ戦争,アフガン戦争,イラク戦争)は,利害や文化を異にする不平等な諸地域・諸国家・人びとのあいだの調整と共存がいかに難しいか,を示している。だが20世紀は,この難しさに耐えながら対立者の共存を可能にするようないくつかの思想と理論を残している。ひとつは,イギリスのインド統治に抵抗するガンジーの「対抗ヘゲモニー」である。石堂(2001)によれば,グラムシが『獄中ノート』で注目したガンジーの非暴力主義は,対立や敵対を暴力や戦争によってではなく,政治的・倫理的な仕方

で解決する方向性と可能性を示している。もうひとつは、ハーバーマスのコミュニケーション的合理性を継承する「審議民主主義」論,およびギデンズの「対話型民主制」である。ギデンズによれば「対話型民主制は,公的空間における対話が,互いに『許容できる』関係のなかで,他者と一緒に生きるための手段となることだけを想定している」(ギデンズ 2002:150)。

第5章 新自由主義と国家介入の再定義——新自由主義的競争国家の出現

はじめに

1980年代および1990年代に実行に移された規制緩和,民営化,市場化,金融化といった新自由主義的経済政策に注目するだけでは,新自由主義国家が「小さな政府」と国家の規制から解放された19世紀的な「自由放任」の政策であるかのようにみえてくる。

だが,小さな政府を印象づける新自由主義は,実際には社会政策や移民統治,治安や国際紛争においてしばしば「強い国家」として介入するのであり,新自由主義における小さな政府と強い国家とのズレをいかに説明するかという問題が,現代国家論の重要な論点になる。

ケインズ主義的国家介入を拒絶し新自由主義を浮揚させた1978-80年の転換期に,大きな政府から小さな政府への移行が生じたのではない。国家の介入の原理が根本的に変化したのである。

1 19世紀的自由主義の危機と新自由主義の誕生

新自由主義を19世紀的な自由主義への復帰として理解し,新自由主義的国家の役割を「大きな政府から小さな政府への転換」として位置づける見方は,新自由主義の本質を見誤っている。本章で繰り返し強調するように,競争的市場秩序は自然的あるいは自生的に形成されるものではなく,「強い国家」の介入主義,とくに法的制度的な介入によって創出されなければならない,というのが新自由主義のコアにある主張である。19世紀的自由主義の危機を自覚し,自由主義の再生を企画した要因として,次の点が考えられる。

第1に,自由主義国家が普通選挙と議会制民主主義の進展のもとで,失業保険などの福祉国家の発展と労働組合の要求に応じた賃金上昇を許容した結果,一方で市場経済の価格システムの調整機能が損なわれ,他方で,国家が職業的諸団体の利益を実現する「経済国家」に変質してしまっ,市場経済から自立した国家の法的政治的機能が麻痺した。

第2に,市場の自己調整機能を信頼する自由主義は,失業や貧困,格差といった社会問題を価格機能によって調整されるべき「摩擦」または一時的な不均衡と考え,このような経済的摩擦がその犠牲者にとっては不正義,悲惨,敗北,失望を意味することを理解できなかったために,大衆が市場経済から離反して社会主義とファシズムに期待する傾向を止められなかった。

・20世紀の文脈における自由主義の再生プロジェクトとしての新自由主義にとっては,国家の経済と社会への介入の可能性とその形式,さらにその限界を研究することが最大の課題と

なった。また、1970年代末から先進国経済政策の主導権を握った新自由主義は、国家の機能の再定義を、2つの世界大戦の間に自由主義が直面した危機のうちの第一の問題、すなわち、議会制民主主義と福祉国家の進展による市場経済の価格システムの麻痺と国家の政治的・法的機能の劣化（法の支配の後退）との関連だけで論じていることになる。

2 リップマン・シンポジウムの争点と国家介入の再定義

リップマン・シンポジウムは、フランスの哲学者ルージュエがリップマンの『良き社会』のフランス語版の刊行を記念して、1938年の8月26日から30日までの5日間にわたり、自由主義再生のための条件と課題を明確化するために主宰した国際的シンポジウムである。

・シンポジウムでは、ルージュエが提起したテーマに従って、「自由主義の衰退は内生的な要因によるものか?」、「自由主義の衰退の社会的・イデオロギー的要因は何か?」、「自由主義国家が満たすべき条件は何か?」、「自由主義は社会問題に実質的に対応することができるか?」、「自由主義の再生のための理論的・実践的問題は何か?」など、をめぐって討論が展開された。

・7点が自由主義の再生のための課題のなかで明確化すべき最重要問題として総括された。

1. 価格メカニズムと両立しうる公的権力の介入形態。
2. 戦争の経済。自由主義経済は戦争の準備と遂行を排除する。全体主義国家は全面戦争を含んでいる。
3. 自由主義国家。それが満たすべき条件は何か。真の自由主義的国家に転換するために、現存の民主主義の構造改革はいかにあるべきか? 全体主義国家を前にして、自由主義国家はどのような暫定的規律を自らに課さねばならないか?
4. 自由主義諸国家間の経済政策。
5. 自由主義経済と全体主義経済の共存の問題。自由主義国家の全体主義国家にたいする経済的・心理的政策。
6. 戦争に向かう世界を平和に向かう世界に再転換させる問題。全体主義的経済の再吸収。
7. エリートと大衆のリベラル教育の問題。自由主義にたいする右と左の反対者。

・リップマン・シンポジウムの討議では、市場の価格システムが唯一有効な経済システムであることや国家の法的介入主義による市場経済秩序の再生などの課題について、意見の一致をみた。しかし、自由主義の衰退の内生的要因の理解に関わる競争と独占の関係や、失業問題などの社会問題の発生の理解と国家の「経済的」介入をめぐっては意見が鋭く対立した。特に後者の問題については、①失業の増大と労働者の不満拡大は市場の価格メカニズムが生み出したものではなく国家の介入の結果である、と考えるミーゼスやハイエクの立場、②大衆の社会問題は失業保険や賃金上昇などの社会政策では解決することができないので人びとを社会的共同体的次元に包摂する「生政策」が必要である、と主張するドイツのレプケやリ

ユストウの立場,③自由主義のもとで許される国家介入の形式を価格メカニズムと両立しうる介入の形態に求めて均衡財政の観点から介入の限界の問題を提起するリュエフの主張,③労働者大衆の苦痛や不満は法律や制度,教育,社会慣習といった社会秩序が市場経済に適応していないことから生じると考え,法律の変更による社会秩序の改革を主張する『良き社会』のリップマンの立場,が対立している。総じて,国家介入の形式と可能性,その限界に関する問題がシンポジウム参加者の最大の関心事であったのである。

3 モンペルラン新自由主義と国家の法的介入の理論化

モンペルラン会議は,ハイエクの呼びかけによって1947年4月1日から10日までスイスのジュネーブ近郊のモンペルランで開催され,アメリカから17人,イギリスから8人,フランスからの5人を含む39人が参加した。

・会議の目的は,ハイエクが開会演説でのべているように,「自由主義哲学再構築のための知的交流」であった(ハイエク:2009:25)。会議では,ハイエクが開会演説で提起した5つの問題(同上:31-34),すなわち,自由企業と競争的秩序との関連,歴史解釈と政治的教育との関連,ドイツの将来,ヨーロッパ連邦の可能性,自由主義とキリスト教に関して順次議論されたが,中心的に検討されたのは,ハイエク自身が基調報告をおこなった「自由企業と競争的秩序」についてであった。ここでは,競争・市場・価格が「秩序を与える原理」として,したがって,国家の介入を方向づける原理として理解され,競争的秩序が国家の法的介入主義(強制される法律的枠組み)によって創出されるものとして把握されている。

・ハイエクは,競争的秩序のための法的介入として,カルテルや独占を規制する立法的枠組みとともに,労働組合を普通法のなかに取り込んで競争的な労働市場を復活させることを提唱している。また,リップマン・シンポジウムで争点の1つとなった,国家の社会問題への介入への言及はほとんどなく,累進所得税の効果については疑問視されている。モンペルラン会議とこれを主宰したハイエクは,国家の介入の形態に関する研究を法的介入による競争的秩序のための制度的枠組みの構築として展開し,国家の社会問題への介入を競争的秩序の妨げになるものとして拒絶したのである。しかも,国家の法的介入の目的や範囲が議会制民主主義によって決められることについては,問われないか無視され,国家の経済への法的介入は競争・価格という秩序形成の原理にもとづいておこなわれるべきである,とされている。国家の役割のこのような再定義に,モンペルラン新自由主義の本質的性格が示されているのである。

モンペルラン協会の声明(1947年4月7日)

われわれの時代の危機について討議するために,ヨーロッパとアメリカの経済学者,歴史家,哲学者,およびその他の公共的事柄の研究者の集団が,スイスのモンペルランで会合をもった。われわれのグループは・・・以下の目的の声明について合意した。

文明の中心的価値が危機に瀕している。人間の尊厳や自由の本質的諸条件は,地球上の

かなりの部分ですでに失われた。その他の地域でも、それらは現在の政策潮流が発展することによって不断の脅威にさらされている。個人や自主的な集団の地位は恣意的な権力の拡大によってますます掘り崩されている。西洋人のもっとも貴重な財産である思想や表現の自由さえもが、自分たち以外の意見をすべて抑圧し消し去ることができる権力の地位をひたすら樹立しようとする一少数派の立場にあるときには寛容の特権を請求するにもかかわらず一教義の蔓延によって脅かされている。

われわれのグループの考えによれば、こうした事態はあらゆる絶対的な道徳的規準を否定する歴史観の台頭によって、また、法の支配の妥当性に疑問を呈する理論の普及によって助長された。さらに、私的所有や競争的市場にたいする信念の衰退によってそうした事態が助長されてきた、とわれわれは考える。これらの制度[私的所有,競争的市場]と結びついた分散した権力や自発的な創意がなければ、自由が実質的に維持される社会を想像することは困難である。・・・次の問題に関して、今後の研究が望まれる。

1. 現代の危機の根源的で道徳的かつ経済的な諸起源を正しく理解するための、危機の本質の分析と説明。
2. 全体主義的秩序と自由な秩序をより明確に区別する、国家の諸機能の再定義。
3. 諸個人と諸集団が他者の自由を侵害することがないように、また、私的所有権が略奪的な権力の基礎となることが許されないように、法の支配を確立し法の発展を保障する方法。
4. 市場の主導と機能に敵対的でない手段によって、最小限の基準を確立する可能性。
5. 自由に敵対する信条を促進する、歴史の悪用と闘争する諸方法。
6. 平和と自由を防衛し、調和的な国際経済諸関係の構築を可能にする国際秩序の創出に関する問題(Hartwell1995:41-42)。

4 ハイエクにおける法の支配と民主主義の問題

国家の役割の再定義を通して自由主義を再生させるというリップマン・シンポジウムで提起された新自由主義の目標課題（アジェンダ）を、長期的に一貫して理論と政策の両面で考察したのは、モンペルラン会議を主宰したハイエクであったように思われる。彼は『隷属への道』（1944）、および、それ以後の法体制と競争的経済秩序に関する一連の著作である『個人主義と経済秩序』（1949）、『自由の条件』（1960）、『哲学,政治学,経済学の研究』（1967）、『法と立法と自由』（1973,1976,1979）において、議会制民主主義と福祉国家の発展は法の支配の後退をもたらし、個人の自由を危機に陥れる全体主義への道につながる、という切迫感をにじませながら、有効な競争的秩序を作り出すための国家の法的介入、および個人の自由の条件としての「法の支配」について研究している。

ハイエクは『隷従への道』のなかで、国家によって制定されるルールが法の支配の理念によって想定される一般的ルールであるべきことについて、次のようにのべている。

「国家は、一般的な状況に適用されるルールのみを制定すべきで、時間と場所の状況に依存するすべてのことは、個人の自由に任せなければならない。というのも、それぞれの場に立っている個人のみが、その状況を十全に把握し、行動を適切に修正できるからである。そして個人のそういう知識が自らの計画の作成に有効に使われるためには、計画に影響を及ぼす国家の活動が予期できなければならない」（ハイエク 1992 : 96）

ハイエクは、個人の自由の条件としての一般的ルールの意義を指摘したうえで、法の支配は一般的ルールが諸個人によって適用される結果に無関心であるべきことを強調する。実質的平等を要求し一般的ルールの適用の結果を修正する措置は、特定の状況や特定の団体の利益を優遇する恣意的なルールであって、個人の自由を侵害する、というのである。法の支配の達成は、20 世紀における議会民主主義の定着という制約条件のもとで、国家の経済的介入（社会政策）や福祉国家をできるかぎり縮小させて、個人の自由のための領域としての市民社会と、経済から解放された政治的領域としての国家との 19 世紀的な分離を復活させることを想定しているように思われる。しかし、民主的国家の有する実際の法律が議会と政府によって決定されるほかないとすれば、個人の自由の領域（経済的自由）と純粋に政治的な秩序との分離はいかに確保されうるのか。

この問題は自由主義と民主主義との区別に関連する。この区別に関する分析は、『隷従への道』では簡単に指摘されたにとどまっており、その後ハイエクがなんども取り組む研究課題になっている。彼は、「自由な社会秩序はどうあるべきか」（1967）のなかで次のようにのべている。

「自由主義と民主主義は両立するが、同じものではない。前者は政府権力の範囲に関するものであり、後者はだれがその権力を掌握するのかに関するものである。それぞれの対抗概念を考えてみると、その違いがよくわかるだろう。自由主義の反対は全体主義であり、民主主義の反対は権威主義である。ということは、少なくとも理論上は、民主主義政府が全体主義であることは可能だし、権威主義政府が自由主義的規範に沿った行動をとることも可能なはずだ。・・・[民主主義]は、・・・多数派に無制限の権力を与えることを主張し、基本的に自由主義と対立するものとなる」（ハイエク 2009 : 68）

では、どうすれば民主主義による多数派の支配を退けて、国家による法の支配を達成できるのだろうか。また、そのような国家はどのようにイメージされるのだろうか。

1 つは、自由を議論する論法を変え、そのような論法を大衆の日常的意識にまで浸透させることである。この点に関してハイエクは多数の文章を残しているが、例えば『自由の条件』には次のような指摘がある。

「それは通例『政治的自由』と呼ばれているものであり、政府の選択において、立法の過程において、また行政の管理において人びとが参加することをいう。それは、われわれの概念を全体としての人間の集団に適用することに由来するもので、一種の集合的自由を集団に与える。しかし、この意味での自由な国民は、必ずしも自由な人間からなる国民であるとはかぎらないし、個人として自由であるために、人はこの集合的自由をわけあう必要もない」（ハイエク

1986 : 25)。

この引用文は、普通の人びとの法の制定や政権選択への参加といった政治的自由は、彼らにとって個人的自由の実質を構成するものではない、とまで言い切っている。ハイエクが提案する自由は、競争的市場秩序の転変の過程に投げ込まれた諸個人がもちうるささやかな「経済的自由」である。

多数派の支配を退けて国家による法の支配を達成するもう1つの方法は、競争的秩序が自生的に維持できない経済危機の場合や、権力を握った多数派（大衆）が国家の経済介入（国有化や再分配政策）を強めて民主主義と市場経済が対立する場合、民主主義の機能を一時的に停止させて国家による法の支配を権威主義的政府によって回復させるやり方である。

・シカゴ学派：シカゴ学派の新自由主義は、国家と市場の区別を取り払うことによって、政治の大部分をあたかも市場過程であるかのような理論的革新を展開した。政治家は、投票者と同じように自分の効用の最大化を試みるものとして説明され、国家は市場がより効率的に提供できることを達成する劣った手段にすぎない、と説明された。また自由は、政治的な決定に参加する政治的自由から、欲求のための個人的努力を通して達成される自己実現の能力を意味するようになった。これが、シカゴ学派が描く「新自由主義的市場国家」(Mirowski2009:436-437)のビジョンである。シカゴ学派は、ハイエクの体系が孕んでいた法の支配と民主主義とのジレンマ、市場社会と国家の分離と対立、あるいは民主主義の病理を強い国家（権威主義）によって抑制する必要性、といった問題を、政治の市場化という理論的革新で解決しようとした、ということができる。

5 新自由主義の法的介入主義と資本主義の制度的革新

法的介入主義は、経済競争がそのもとでおこなわれる枠組みまたはゲームの規則を構成する。経済競争がゲームの規則のもとで繰り広げられることを通して、競争秩序が行為事実的に構成されるのである。この場合、競争は、それぞれが目標を立て戦略的に行動する経済主体（企業）の間の関係を調整する様式として作用する（労使妥協による調整から競争による調整へ）。

・フーコーによれば、法的介入主義は資本主義の画期的な制度的革新であり、法の支配を経済領域に適用したものである。彼は『生政治』の一節で、法の支配を計画化の反対物として定義したハイエクの『隷属への道』の一文を巧みに引用しながら、制度的革新としての法的介入主義について説明している。フーコーの説明は、これまで誰も理解していなかった、新自由主義における法（経済に形式を与えるものとしての法）と経済（ゲームとしての経済的活動）の關係に焦点を当てている。やや長くなるが引用する。

「経済は一つのゲームであり、経済に枠組みを与える法制度はゲームの規則として考えられねばならないということ。法の支配と法治国家によって、統治の行動が経済ゲームに規則を与えるものとして形式化されるということです。その経済ゲームをおこなうもの、つまり、現実の経済主体は、個々人のみ、あるいは、こう言ってよければ、企業のみです。国家によって

保証された法的かつ制度的枠組みの内部において規則づけられた企業間のゲーム。これこそ、刷新された資本主義における制度的枠組みとなるべきものの一般的形式です。経済ゲームの規則であり、意図的な経済的かつ社会的管理ではないということ。経済における法治国家ないし法の支配のこのような定義こそ、ハイエクが、非常に明快であると私には思われる一節のなかで特徴づけているものです。彼は計画について次のように語ります。まさしく法治国家ないし法の支配と対立するものとして、『計画は、一つの明確な目的に到達するために社会の資源が意識的に導かれなければならないということを示す。法の支配は、逆に、その内部において個人が自らの個人的計画に従って自らの行動に身を委ねるような、最も合理的な枠組みを作ろうとするものである』。・・・したがって、ゲームの規則としての法律システムがあり、次いで、自然発生的な経済プロセスを通じてある種の具体的な秩序を表明するようなゲームがある、ということです」（フーコー2008：213-214）。

この新自由主義的法的介入主義国家は、社会政策のあり方を根本的に変更し福祉国家を再編する力をもっている。それゆえ、新自由主義国家による福祉国家の包摂と呼びうる事態が展開される。それは、医療保険、年金保険、失業保険、教育や住宅、保育のような公共サービスの形で「脱商品化」されて市場から取り除かれていた、国家の諸活動（公的福祉）の市場化を推し進める。具体的には、社会保険や公共サービスの現物給付の民営化や市場化の推進によって「社会政策の個人化」（同上：178）が広がり、競争秩序に投げ込まれた諸個人は直面するリスクに自分自身の責任で対応しなくてはならなくなる。新自由主義的介入主義国家は、失業や貧困、不平等や格差拡大といった市場競争の結果に介入する必要がないのである。

新自由主義国家が競争の原理を社会の調整に適用し、多種多様な企業形式を社会に普及させ、競争的調整に従う企業社会を作り出すことには、労働者を含むすべての個人が自分自身を“労働力または雇用可能性を開発する企業家”として位置づけ、自己の人的資源への投資によって絶えず自分の競争力（職業的能力）の向上をめざす企業単位になるように要請されること、がともなう。ホモ・エコノミクスをこのような企業家として再構成する考え方は、とくにドイツの秩序自由主義（レプケ、リュストウなど）によって提起された新自由主義に特徴的な統治であるが、この統治の方法は今日、競争原理を市場の外の社会的領域にまで適用する政治的企画として猛威を振るっているのである。

6 新自由主義的競争国家と市民社会的全体主義

新自由主義的な法的介入を通して競争的経済秩序を構築する国家は、対外的には、グローバル経済のなかで自国の競争優位を指向する国家でもある。この国家を競争国家、あるいは「新自由主義的競争国家」（ヒルシュ）と呼ぶことができる。競争国家という用語を最初に用い、グローバル経済における競争国家の政策と多様性を研究してきた国際政治学者のフィリップ・サーニーは、競争国家を次のように定義している。

「競争国家は、一部の経済活動を市場から取り除き福祉国家が組織してそれらの『脱商品化』を試みるよりも、市場化の拡大を追求することによって、国家的領域内にある経済的活

動を、・・・国際的および超国家的な観点からみてより競争的なものにしようとする。この過程の主要な特徴には、国家支出による民間投資の『クラウドディングアウト』を最小化するために政府支出を削減する試み、および経済活動、特に金融市場の規制緩和が含まれている」(Cerny 1997:259)。

・ヒルシュは、国民的競争国家と呼んでいる。「国家の政治は、他の国家と競合して、グローバルに、またよりフレキシブルに行動する資本のために有利な価値増殖の条件を整えることにますます関心を払うようになっていく。ほかならぬこのことが、社会経済的に釣り合いのとれた民主主義的な社会内部の発展を可能にした条件と、ますます衝突するようになっていく。こうした意味において、資本主義国家の新しい類型の形成、すなわち『国民的競争国家』について語るができるのである」(ヒルシュ 1998 : 115)。表現こそ違うものの、ヒルシュは、競争国家のグローバル経済における役割について、サーニーと同じ理解を示している。ヒルシュの競争国家論の特徴は、競争国家の支配システムが、対内的には社会の断片化および個人化（政党や労働組合の社会統合機能の弱体化、国民の脱政治化）を促し、民営化と市場における競争動員（社会的諸関係の経済化）にもとづいて人びとを自発的に国際的な経済競争へと駆り立てる「市民社会的全体主義」（ヒルシュ 1998 : 195）にもとづいている、ということを強調する点である。

ところで、経済活動のグローバル化は、貿易、投資、取引などの国際経済活動を促進したり規制したりする国際的な「法の支配」、すなわち、国際経済法の重要性を提起している。ハイエクが『隷従への道』の第15章「国際秩序の今後の展望」で提起した「法の支配」の国際的拡大による国際秩序の形成という課題が、今日、新自由主義にとっても問われている。なぜなら、グローバル経済における国際的経済秩序は、国際的な法の支配のもとでしか構築されないからである。WTOのような国際機関や国際人権保障、地球環境保護法、海洋法制、EU基本条約のような国際条約は、「企業の人権」を認めることによって、資本主義活動をグローバルな次元において保証する「憲法」として妥当し始めている。法の支配の国際化は、「国際法の憲法化」（江島 2012 : 21）をもたらしているのである。WTOはグローバル資本主義の憲法的保障の基礎になっている、という批判的指摘もあるが、それぞれの国民的競争国家は、グローバルな次元で憲法化しているゲームの規則（国際経済法）の制約のもとで経済戦争を繰り広げることになる。

国家の法的介入主義は、リップマン・シンポジウムで提起された、新自由主義による国家の役割の再定義のコアにある考えである。フォーコーが『生政治の誕生』で分析したように、国家の法的介入によって設定される経済活動の枠組みと、そのもとでの競争によって生み出される経済秩序の構築とは、不可分な関係にある(フォーコー2008 : 197-220)。